シリーズ	面白いほどよくわかる！調剤報酬（令和6年度改定版）
書籍名	vol.5 薬剤料編

訂正日	頁数	場所	訂正前	訂正後
R6.9.28	P.29	上段	『単位薬剤料：50点』を4回調剤した。	『単位薬剤料：40点』を4回調剤した。
R6.9.28	P.42	下段	『特定保険医療材料』としての保険請求する場合の注意点	『特定保険医療材料』として保険請求する場合の注意点
R6.9.28	P.57	中段	投与日数制限の定められている法令	投与日数制限の定められている法令等
R6.9.28	P.64	下段	投与期間の間に調剤すれば、処方日数全てが調剤できる訳ではない。	投与期間の間に調剤しても、処方日数全てが調剤できる訳ではない。
R6.9.28	P.81	下段	最終的な計算結果は変わりません。。	最終的な計算結果は変わりません。